

産前産後の保険料軽減措置届出書

奈良県歯科医師国民健康保険組合理事長

国民健康保険組合同規約第21条に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

届出年月日		令和 年 月 日
A. 組合員	被保険者証番号	
	氏 名	
B. 出産する方	氏 名	
C. 出産予定日又は出産日		令和 年 月 日
D. 単胎妊娠・多胎妊娠の別		単胎 ・ 多胎

第1種組合員 診療所住所 〒

診療所名

氏名

印

第3種組合員 自宅住所 〒

氏名

印

<注意事項>

- この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料軽減について届け出ている場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。
- 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 - ① 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）
 - ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

※保険料徴収口座（第1種組合員）にご返金いたします。

受付番号		軽減対象月		処理日	
------	--	-------	--	-----	--

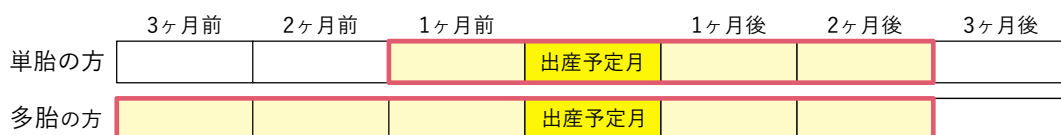
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

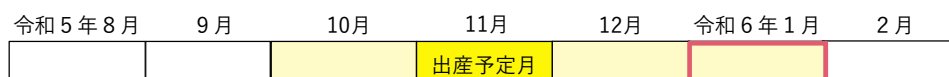
- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。



※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

奈良県歯科医師国民健康保険組合 TEL 0742-33-0861